

第 371 回狛江市行財政改革推進本部会議会議録

- 1 日 時 令和 2 年 12 月 1 日（火）午前 11 時 10 分～11 時 31 分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 本部長 松原市長
副本部長 平林副市長
副本部長 柏原教育長
本部員 石森参与兼子ども家庭部長
本部員 高橋企画財政部長
本部員 石橋総務部長
本部員 鈴木市民生活部長
本部員 小川福祉保健部長
本部員 清水環境部長
本部員 小侯都市建設部長
本部員 小川議会事務局長
本部員 上田教育部長
事務局 富田政策室長
五十嶺企画調整担当主任
佐々木企画調整担当主任
- 4 欠席者
- 5 議 題 1. 狛江市前期基本計画推進プラン（案）について
2. 狛江市第 6 次行財政改革推進計画（案）について
3. その他

6 会議概要

本 部 長 それでは、議題 1 「狛江市前期基本計画推進プラン（案）について」説明をお願いします。

事 務 局 1 ページの「第 1 章 計画概要」の「1 計画の目的」についてだが、本プランは、3 月に策定した前期基本計画において、数ある重要な政策課題に効率的かつ効果的に取り組んでいくために設定した重点化した方向性のうち、第 6 次行財政改革大綱である「まちの姿 8 持続可能な自治体経営」を除いた 35 の重点化した方向性について、その着実な推進を図っていくため、計画期間内に取り組んでく主要事業等を示すことを目的に策定する。

また、前期基本計画は平成 31 年度中に策定したことから、新型コロナウイルス感染症対策について言及しておらず、コロナ禍においても、市が取り組んでいく施策の方向性は基本的には変わらないものの、新しい生活様式等を踏まえた新たな考え方や対応の必要性が生じていることもあり、本プランでは併せてコロナ禍を踏まえた市の対応についても示している。

次に、2 ページ「2 計画期間」についてだが、本プランの計画期間について記載をしている。計画期間は前期基本計画同様、令和 2 年度から 6 年度までの 5 年間としている。なお、後期基本計画における実行プランとは異なり、単年度ごとの事業計画は策定せず、計画期間内である 5 年間で実施する取組としてまとめているため、毎年度の計画のローリングは行わず、市の財政状況や新型コロナウイルス感染症を含む今後の社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて

て見直しを行うこととする。

続いて、「3 計画の構成」についてだが、冒頭の「1 計画の目的」でも説明したとおり、本プランは大きく分けて2つの構成としており、(1)の「主要事業」として、前期基本計画で設定している35の重点化した方向性に対し、主要事業を1～3事業設定し、(2)「新型コロナウイルス感染症対策（新しい生活様式への対応等）」として、これまで市が実施した対策や取組について、補正予算の内容を中心にまとめている。

次に、4ページ「第2章 主要事業」の「1 主要事業一覧」について、前期基本計画で設定した「まちの姿」、「施策」、「方向性」の下に、今回新たに「主要事業」を設定している。設定した主要事業は全部で68あり、7ページまで一覧を記載している。

8ページ「2 主要事業の見方」についてだが、主要事業については、まちの姿ごとに、「(1) 体系」と9ページの「(2) 主要事業シート」の構成で記載しており、例として、まちの姿1を用いて説明する。

10ページ「3 主要事業」の「まちの姿1 人権が尊重され、市民が主役となるまち」については、「(1) 体系」として設定した「主要事業」について、前期基本計画のどの施策及び方向性に位置付けられているのかを示すとともに、その施策の推進がSDGsのどの目標に寄与するかという関係性を示しているため、この(1)体系のページに記載されている内容は、「主要事業」を除いては全て前期基本計画に既に位置付けられている内容となっている。この「まちの姿1」では、1から6までの6つの主要事業を設定している。

次に、12ページ「(2) 主要事業シート」については、主要事業ごとに、関係部署、主要事業の概要、既存の取組、新規・拡充の取組、「平成31年度事業量」を記載している。なお、令和2年度からの取組は、既に実施している事業についても「新規・拡充」として整理している。本内容を整理するに当たっては、既に各部署で策定している分野別のマスタープラン及びその実施計画、等に記載されている内容を中心に、計画間の整合に留意しながら記載しており、令和3年度当初予算要求の内容についても一部、取組の新規・拡充に記載している。特に防災防犯分野や絵手紙・音楽等の芸術文化に関する分野等、分野別のマスタープランが存在しない分野については、前期基本計画の施策の方向性を踏まえ本プランで初めて位置付けられる取組も盛り込んでいる。また、「平成31年度事業量」については、既存の取組の中で主だった取組について、決算資料や各部署で策定している進捗管理報告書等の内容を中心に記載している。

次に、63ページの「第3章 新型コロナウイルス感染症対策（新しい生活様式への対応等）」についてだが、「1 これまでの経過」として、市として新型

コロナウイルス感染症対策本部を設置したことや、4・5月の国の緊急事態宣言を受けての市長メッセージ等の市の対応、BCPによる通常業務の休止や縮小、その後の新しい生活様式等を踏まえて補正予算による対応等を行ってきた旨記載しており、64ページ「2 対策や取組」については、市が実施してきた対策や取組について補正予算ごとにまとめている。対策や取組ごとに、担当部署及び概要を記載し、64ページの第1号補正から、72ページの第7号補正までの内容を記載している。

最後に、73ページ「(8) 今後の対策や取組」については、新型コロナウイルス感染症についての感染の拡大状況等、見通しが立たない点が多く存在すること、そうした中でも、市民の生命を守り、市民の生活と市内事業者の経済活動を支援するため、これまでに実施した対策や取組の中でも必要に応じて引き続き取り組んでいくことを示しており、3段落目では、ウィズコロナ、アフターコロナにおいても市民サービスの提供を維持するため、時差出勤の導入や自転車通勤の推奨等の市職員への感染予防対策に引き続き取り組んでいくことを示すとともに、続く4段落目では、審議会等のハイブリッド型での会議の開催等の取組について示している。最後の段落では、今なお感染拡大が続いている状況であること、今後も新型コロナウイルス感染症に関する情報について、関係機関等との連携により適時的確に補足し、市民に分かりやすく丁寧に発信していくこと、また本プランに記載している対策や取組だけでなく、それ以外の対策や取組についても柔軟に対応していくことを示している。

以上が本プランの説明になるが、最後に今後のスケジュールについて説明する。本内容について各部において確認いただき、修正等は12月7日(月)までに政策室に連絡をお願いします。なお、各種計画等の文言との整合や決算資料等の数値との整合等含め、確認をお願いします。また、一部、令和3年度当初予算要求の状況が含まれているが、その内容を計画として記載するかについては企画財政部内においても調整する。次回の庁議前に改めて行財政改革推進本部会議を開催し、修正点を反映させた案を審議いただき、その後の庁議において決定させていただきたい。その後、議会においても報告する。

本部長 意見や質問等はあるか。

副本部長 本プランをまとめるに当たり、庁内委員会は立ち上げたのか。

事務局 委員会等は立ち上げず、事務連絡で各課長あてに確認の依頼を行った。

本部長 令和3年度当初予算要求に係る部分及び、今後の取組についてはどこまで記載するかは個別に調整したい。

事務局 今後の取組については、取組の名称を記載するのか、方向性のみを記載するのか、個別に調整させていただく。

本部長 その他意見等がなければ、内容を各部署で確認することとする。

それでは、議題2「狛江市第6次行財政改革推進計画（案）について」説明をお願いします。

事務局 1ページ「第1 趣旨」についてだが、令和2年3月に策定した前期基本計画においては、分野別のまちの姿8の「持続可能な自治体運営」を行財政改革の基本的な考え方を示すものとして、「狛江市第6次行財政改革大綱」と位置づけ、3つの施策と8つの方向性を定めている。本推進計画は、狛江市第6次行財政改革大綱の体系に基づき、行財政改革を着実に推進するため、施策と方向性ごとに取組内容を提示したものとして策定する。

続いて、「第2 計画期間」については、本推進計画の計画期間について記載しており、計画期間は前期基本計画同様、令和2年度から6年度までの5年間としている。なお、取組項目については、具体的な事業を記載せず、計画期間内の5年間で進めるべき取組内容をまとめているため、単年度ごとの年次計画及び毎年度の計画のローリングは行わず、市の財政状況や新型コロナウイルス感染症等を含む今後の社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、取組内容の修正及び計画の見直しを行うこととしている。

次に、「第3 進捗管理と公表」については、本推進計画の進捗管理について記載しており、狛江市行財政改革推進本部において、毎年度進捗管理を行い、推進計画に掲げた取組項目を全て点検し、進捗状況を公表することとしている。

次に、2ページ「第4 構成（体系図）」については、第1 趣旨で説明したとおり、本推進計画は狛江市第6次行財政改革大綱の3つの施策と8つの方向性に基づき、方向性ごとに26の基本事業を掲げ、3ページからの「取組項目一覧」においては、26の基本事業ごとに69の取組項目を示しており、7ページまで一覧を記載している。

次に、8ページ「第5 指標」については、前期基本計画で設定した分野別のまちの姿8である狛江市第6次行財政改革大綱の7つの指標について、本推進計画の指標として引き継いで記載しており、この指標についても、各取組項目同様、毎年度進捗管理を行うこととする。

次に、9ページ「第6 計画」についてだが、9ページから狛江市第6次行財政改革大綱で設定された施策及び方向性ごとに定めた基本事業及び取組項目を記載している。計画の見方について、9ページを用いて説明する。はじめに、狛江市第6次行財政改革大綱で示された施策、方向性及び方向性の目指すべき内容について記載している。次に、基本事業1「狛江らしさの確立」を示しており、基本事業の概要について記載し、基本事業にぶら下がる取組項目として「1 狛江の優位性や特徴を活かした事業の実施」、「2 狛江の魅力の発掘・創出」を箇条書きで記している。各取組項目については、項目ごとに推進部署、取組項目における進めるべき方向性を記載している。なお、取組項目に

については、計画期間である令和6年度までに進めるべき方向性を示しているため、具体的な事業等は記載せず、各推進部署が中心となり、取り組んできた内容について、進捗管理を行う。進捗管理については、数値で表せるものは可能な限り、数値を含めて取組実績の進捗状況を図ることとする。基本事業及び取組項目については、大綱の施策及び方向性ごとに記載し、31ページまで記載している。

以上が本推進計画の説明となるが、最後に今後のスケジュールについて説明する。推進計画の内容について、各部において確認いただき、修正等は12月7日（月）までに政策室に連絡をお願いする。なお、確認の際は、各種計画等の文言及び方向性との整合を含め、確認をお願いする。次回の庁議前に改めて行財政改革推進本部会議を開催し、修正点を反映させた案を審議いただき、その後の庁議において決定させていただきたい。その後、議会においても報告する。

本部長 意見や質問等はあるか。

副本部長 推進計画にある関係各課は全部署のことを指しているのか。

事務局 全部署を対象としている取組もある。

本部長 関係する部署であれば、部署名を記載しても良いのではないか。記載方法については、整理することとする。

事務局 推進部署の記載方法等、整理させていただく。

本部長 その他、意見等がなければ、内容について各部署にて確認することとする。また、議題1及び議題2共に事務局から説明のあったスケジュールで進めることとし、第371回狛江市行財政改革推進本部会議を終了する。